



だれもが暮らしやすい社会をめざして

11月から

板橋区パートナーシップ宣誓制度を開始します

区におけるダイバーシティ&インクルージョン(多様な人々を理解し、認め合い、活かすこと)の推進、性的マイノリティ当事者の生活上の不便さの軽減や差別・偏見・いじめのない社会を実現するため、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

問合 男女社会参画課男女平等推進係 ☎ 3579-2486



SDGsについてのレポート課題があって色々調べてみたけど、
・2050年ゼロカーボンシティをめざす取り組み
・食品ロスを減らす取り組み
・子ども・子育て支援の実施
・地域企業に対するスタートアップ支援・事業承継支援

2022年度SDGs先進度調査
板橋区全国8位(都内1位)

持続可能な社会
をけん引する板橋って
なんか素敵だわって

パートナーシップ宣誓制度スタート
当然だよ。
板橋だもん。

2023年11月1日
「板橋区パートナーシップ宣誓制度」施行。

素敵な「いつもの板橋」がまたひとつ増えます。

暮らしやすいが、叶うまち。板橋区

同制度の動画を作製して周知・啓発に努めています

パートナーシップ宣誓制度とは

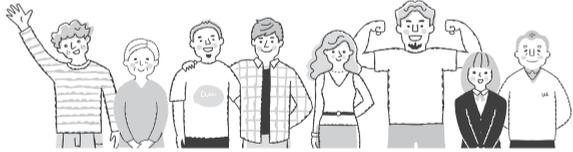
お二人がパートナーシップ関係にあることの宣誓書を、区が受領したことを証明(宣誓書受領証などを交付)する制度です。※宣誓は法律上の効果を生じさせるものではありませんが、受領証などは区民サービスに活用できます。

▶宣誓の予約=10月14日(土)から ▶受領証などの交付=11月1日(水)から

▶対象=宣誓日時時点で、次の全ての要件を満たすお二人(双方またはいずれか一方が性的マイノリティ)

- 双方が成年に達していること
- 双方が婚姻(事実婚を含む)をしていないこと
- 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- パートナーシップ関係の相手方が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く)
- 双方が区内に住所を有していること(3か月以内の転入予定含む)
- 双方またはいずれか一方が虚偽・不正によるパートナーシップ宣誓の取消を受けたことがないこと

※虚偽・不正な方法により、受領証などを受領・使用した場合は、宣誓を取り消し、受領証などが返還されるまで交付番号などを区ホームページで公表します。



パートナーシップ宣誓記念カードを贈呈します

宣誓された方にお祝いの気持ちを込めて記念カードを贈呈します。

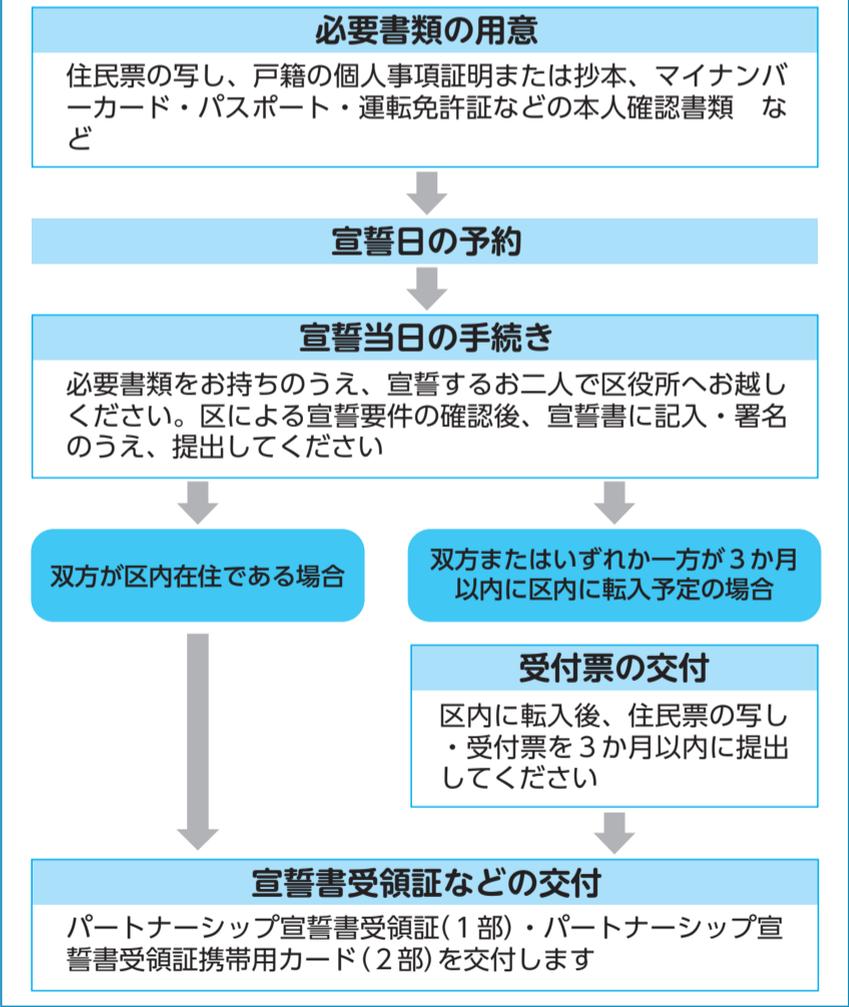
区では「絵本のまち」を推進しており、新しい人生のスタートが絵本の最初のページと重なるよう、板橋を象徴する区の花や鳥をあしらった絵本のようなデザインになっています。



都との連携について

本制度利用者の利便性向上などを図るため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」と連携する基本協定・覚書を締結します。これにより、区発行の受領証をお持ちの方は、新たな手続きをすることなく、受領証を提示することで、一部の都の行政サービスを受けることができます。

宣誓の流れ



パートナーシップ宣誓書受領証などの提示を受けた方へ

宣誓書の提出によって法律上の権利・義務は生じませんが、宣誓者が、両者の関係性を説明し、理解を得ていくために提示する場合があります。受領証などの提示を受けた方は、本制度の趣旨をご理解いただき、宣誓者の同意なく口外しないようお願いいたします。

宣誓方法・啓発動画など詳しくは、
区ホームページをご覧ください。

